

次期行政経営改革実施計画の検討について

令和 2 年度に実施する次期実施計画の策定に当たり、これから市の方針を決定するので、「外部評価を実施した観点」から意見をいただきたい。

(1) 計画の役割と位置付け

- 行政経営改革実施計画(以下、「実施計画」)は、行政経営指針(第 5 次総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本方針)に基づいて、市の行政経営改革を着実に推進するため具体的な取組みの内容、次期、目標を明確にした計画
- 計画は、行政経営指針の 38 の取組項目のそれぞれに更に具体的な 52 の取組項目を位置付けし、市は、計画の取組項目を実施することで行政経営改革を推進。

(2) 計画期間 5 年間(令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度)

(3) 目標と効果

- 行政経営改革の目的は、従来の縮小・削減のみに焦点をあてた行財政改革の取り組みから脱却し、将来にわたり、持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実現すること。
- そのため、実施計画では、財政上の効果額が見込める取組項目 と行政サービスの向上や市民参加の充実など財政上の効果額は見込めないが、市民のメリットや市の業務の効率性などが高まることが見込める取組項目で構成
- 財政上の効果額が見込める取組項目は、計画期間中に取組項目を実施することで、歳入が確保され、又は歳出が削減される予定の金額を効果額とする。

(4) 進行管理と評価

行政経営戦略会議(内部組織) : 実施計画に関する計画変更・評価

行政経営改革審議会(附属機関) : 実施計画の外部評価

* 実施計画の実施内容や目標、効果は、評価結果を踏まえ、適宜見直す。

行政経営改革実施計画の評価について (第1回から第3回審議会を踏まえて)

(1) 評価全体(内部評価・外部評価)の課題

- ①行政経営指針の取組項目の全てについて取組項目として位置付けしたことから、取組項目のレベルが統一されていないため、評価できない項目がある。
- ②「窓口業務の委託の検討と実施」などの項目名が同じ項目の場合は、複数の課で別々の異なる取組みをしている場合であっても、1つの取組項目としていることから、どの取組みの評価をその取組項目の評価とするかがわからない。
- ③市民参加の充実など「財政上の効果額が見込めないが市民のメリットや市の業務の効率性などが高まることが見込める取組項目」について、個々の事情を判断せざるを得ず、統一した基準を設けることが困難である。
- ④全ての取組項目を評価することとしているため、評価すべき取組項目が多く、評価に関する時間がかかる。
- ⑤評価結果を踏まえて、取組実績の内容を新たな内容に書き換えていることから、評価した結果がどのように将来の取組実績に反映しているかがわからない。

(2) 外部評価の課題

- ①取組項目が52項目と多いことから、事業の詳細を把握しない中で、短い時間で事業の一つ一つについての判断をする必要がある。
- ②取組項目の評価については、進捗状況以外の評価基準がないため、進捗状況以外の評価をすることが困難である。
- ③進捗管理シートをもとに評価を行っていることから、制度の検討期間など具体的な動きがない場合は、進捗管理シートに記録される事項が少ないため、評価することができない。

行政経営指針の概要

(1) 役割と位置付け

- 白井市第 5 次総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本方針として、白井市行政経営指針を策定しました。
- 今回の行政経営改革では、従来の縮小・削減のみに焦点をあてた行財政改革の取組みから脱却し、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実感できることを目的としています。
- 行政経営指針では、「市民自治のまちづくり」、「自立した行財政運営」、「将来を見据えた公共施設等の最適な配置」の 3 つの基本方針を定め、基本方針の下に項目を設けた上で、それぞれ合計 38 の取組項目を設けています。

基本方針 1 市民自治のまちづくり

行政経営改革を取り組むことにより、将来にわたって持続可能な街づくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実現できるまちを目指します。

1. 市民参加の充実
2. 地域コミュニティづくりの推進
3. 情報共有の徹底と可視化

基本方針 2 自立した行財政運営

国や県に依存することのない経営的な視点により自立した行財政運営を目指すとともに、協働の視点に立った行財政運営を目指します。

1. 効率的な行政組織の構築
2. 多様な人材の育成と確保
3. 財源の確保
4. 歳出の抑制
5. 適材適所による事業主体の見直し
6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

基本方針 3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

公共施設等の老朽化対策を進めるため、中長期的な視点に立って、将来を見据えた公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

1. 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

(2) 計画期間

- 平成 29 年度から令和 7 年度までの 9 年間とします。ただし、長期的な視点で取組む必要があるものは、次の総合計画の見直しに合わせて検討します。

(3) 目標数値

- 目標を明確にしてわかりやすくするため、目標数値を定めています。
- 目標数値は、今後の財政状況の推移や行政経営改革の取組み状況により随時、見直します。

【行政経営指針の目標数値】

年度	経常収支比率	財政調整基金残高	地方債残高
平成 27 年度	88.6%	2,305,947,756 円	16,585,379,000 円
令和 2 年度	90%以下	20 億円以上	200 億円以下
令和 7 年度	90%以下	20 億円以上	190 億円以下

(4) 推進体制

- 具体的な取組みは、白井市行政経営改革実施計画を策定し実施します。
- 行政経営改革の推進体制は、庁内組織の行政経営戦略会議・職員プロジェクトチーム及び庁外組織の行政経営改革審議会が担います。
- 市は、取組みを広報しろい・ホームページなどを活用し、公表します。

行政経営改革実施計画の概要

(1) 計画の役割と位置付け

- 行政経営改革実施計画(以下、「実施計画」)は、行政経営指針(第5次総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本方針)に基づいて、市の行政経営改革を着実に推進するための実施計画です。
- 計画は、行政経営指針の38の取組項目のそれぞれに更に具体的な52の取組項目を位置付けし、市は、計画の取組項目を実施することで行政経営改革を推進します。

	行政経営指針 の取組項目	行政経営改革実施計 の取組項目
基本方針1 市民自治のまちづくり	12項目	17項目
基本方針2 自立した行財政運営	23項目	32項目
基本方針3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置	3項目	3項目
合計	38項目	52項目

(2) 計画期間 3年間(平成30年度から令和2年度)

- 3年間で行政経営改革に取り組むことができるものを計画します。
- 計画期間終了後の令和3年度以降は、計画期間を第5次総合計画と同一の期間の5年間とし、新たな実施計画を策定します。

(3) 目標と効果

- 行政経営改革の目的は、従来の縮小・削減のみに焦点をあてた行財政改革の取り組みから脱却し、将来にわたり、持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実現することです。
- そのため、実施計画では、財政上の効果額が見込める取組項目と行政サービスの向上や市民参加の充実など財政上の効果額は見込めないが、市民のメリットや市の業務の効率性などが高まることを見込める取組項目で構成しています。
- 財政上の効果額が見込める取組項目は、計画期間中に取組項目を実施することで、歳入が確保され、又は歳出が削減される予定の金額を効果額としており、約4億517万円の効果額(計画策定時)を見込んでいます。
- それ以外の取組項目は、市民のメリット等を効果としています。

(4) 進行管理と評価

行政経営戦略会議(内部組織)：実施計画に関する計画変更・評価

行政経営改革審議会(附属機関)：実施計画の外部評価

* 実施計画の実施内容や目標、効果は、評価結果を踏まえ、適宜見直します。